

議案第3号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 目 片 信

専決第3号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信 一

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例

平成19年2月1日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置き、事務局に総務企画課を置く。

(総務企画課の分掌事務)

第2条 総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庶務及び人事管理に関すること。
- (2) 予算及び経理に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 広域連合議会に関すること。
- (5) 後期高齢者医療制度の施行に係る電算システムの構築に関すること。
- (6) 前5号に掲げるほか、後期高齢者医療制度の施行準備の円滑な推進に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。